

第五十五号議案

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三千百五十八億四千九百八十七万六千円」を「三千百三十九億三千六十七万二千円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、三百二十一億一千六百九十八万九千円は特別区への貸付けに、二千八百十八億一千三百六十八万三千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

（提案理由）

東京都区市町村振興基金の額を改める必要がある。